



老後の生活設計を考えてみたことはありますか

金融庁が公表した老後資金に2000万円との報告書が話題となりました。2000万円も！あるいは、2000万円でもいいのか！と感じ方は人それぞれです。なぜなら生活水準も受け取れる年金額も資産・収入の有無も人それぞれだからです。老後に住む場所やライフスタイルによっても変わってきます。今回は老後の生活設計について考えてみます。

老後には「きょうよう」と「きょういく」？

老後は自由な時間が多くなり、在職中の休日とも異なる過ごし方になりそうです。規則正しい生活を維持するために、日課を設け自己管理することが大切になります。例えば「きょうよう」と「きょういく」つまり、今日用事があり、今日行く所があることが老後には必要と言われることがあります。

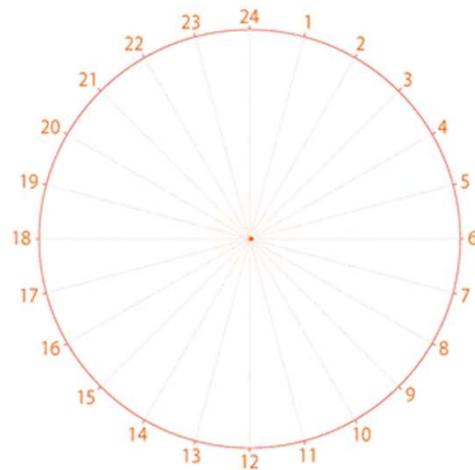
毎日、用事と行く所がある規則正しい生活をイメージするとどのような日課表ができあがるでしょうか。記入してみましょう(図表1)。

道具や装備など何かとおカネがかかる趣味に励んだり、外食や旅行をする機会が多い人と、あまりおカネがかからない趣味や収入につながる活動をする人とは、資金計画は大きく異なってくると言えます。

老後の生活設計を考えてみたことはありますか

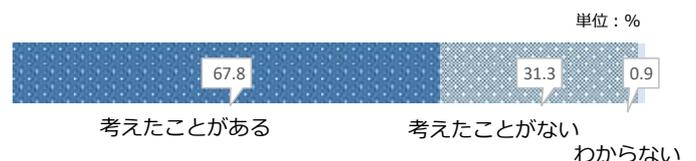
内閣府が全国18歳以上の人を対象に、老後の生活設計と公的年金について世論調査を行いました。それによると、老後の生活設計を考えたことがあるかとの設問に「考えたことがある」と回答した人は全体で67.8%でした(図表2)。「考えたことがある」と答えた人に、老後の生活設計の中で公的年金をどのように位置づけているか聞いたところ、全体では55.1%、70歳以上の人を除く各年齢層では60%前後の人が「公的年金を中心とし、これに個人年金や貯蓄などを組み合わせる」と回答しました。また、若年層ほど「公的年金にはなるべく頼らず、できるだけ個人年金や貯蓄などを中心に考える」と答える割合が高くなっています。

図表1 毎日24時間をどのように過ごしますか

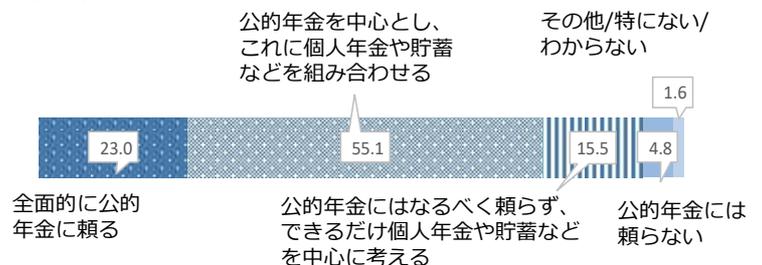


図表2 老後の生活設計と公的年金に関する世論調査①

Q1 老後の生活設計を考えたことがありますか。



Q2 (Q1で考えたことがあると答えた人に) 老後の生活設計の中で、公的年金をどのように位置づけていますか。



(出所) 内閣府「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査」(2018年11月調査)を基に岡三アセットマネジメント作成

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はおお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



続いて、老後の生活設計の期間をどの程度と考えているか尋ねたところ、全体で最も多い回答が「20年間程度」でした（図表3）。70歳以上の人では28.5%が「20年間程度」、23.3%が「15年間程度」と答えたほか、25年間程度、30年間以上と考えている人も合わせて18.7%いました。

これに対し、老後の生活設計について考えたことがないと答えた31.3%の人は「何歳頃から老後の生活設計を考えたいと思いますか」との設問に対して「老後の生活設計は考えない」とする人が最も多く、次いで「60歳以降」との回答が多くなっています。

老後の生活設計を意識したところから、計画的な生活に向けての第一歩を踏み出している可能性があります。

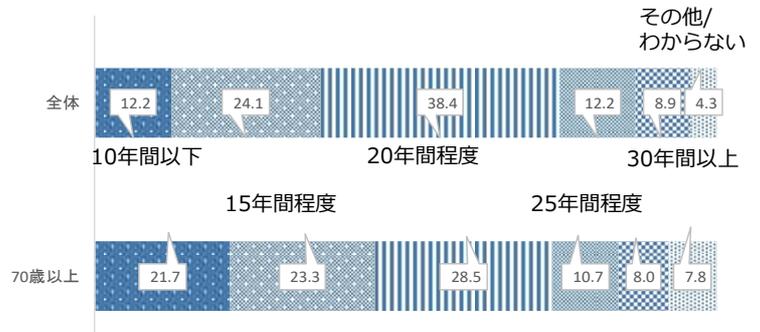
高齢者無職世帯の家計収支

すでに老後の生活をされている人たちの生活費はどのような状況になっているのでしょうか。

図表4は総務省の家計調査を基に作成した夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯の家計収支の平均的な姿です。

図表3 老後の生活設計と公的年金に関する世論調査②

Q3（Q1で考えたことがあると答えた人に）老後の生活設計の期間をどの程度と考えましたか。 単位：%



（注）各数値は四捨五入しているため合計が100とならないことがあります。
（出所）内閣府「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査」（2018年11月調査）を基に岡三アセットマネジメント作成

1カ月の支出は、消費支出が約23.5万円、税金・社会保険料等の非消費支出が約3万円の合計約26.5万円となっています。これに対し収入は公的年金など「社会保障給付」の約20万円と「その他収入」の約2万円が主なものです（いずれも税金・社会保険料等控除前）。不足分は金融資産等を取り崩しているようです。

図表4 高齢夫婦無職世帯の家計収支 -2018年-

【収入】



1カ月の収支 264,707円

【支出】



（注）夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯
（出所）総務省 家計調査報告2018年を基に岡三アセットマネジメント作成

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



老後が長くなる分、臨時の出費も

老後の期間中には、月々の生活費とは別に住宅の修繕、家電や車の買替えといったまとまった金額の臨時出費が発生することがあります。

図表5は、主な家電と自動車の平均使用年数と買い替え理由に占める「故障」の割合を示しています。老後を仮に30年とすると、買替えの機会が複数回あることに気づきます。また、住居費についても、分譲マンションの場合には、一定の周期で大規模修繕を実施することが多いようです。一般的には1戸あたり100万円前後で、回数を追うごとに金額は増加していくと言われます。資金計画にはこうした不測の出費も勘案することになります。

厚生労働省が2019年に発表した全国の100歳以上の高齢者の数は7万人を超えました。現在70歳以上の人がさらに30年間の老後を想定しても違和感がないと言えます。在職中の生活が人により異なるのと同様、老後の生活も人それぞれです。これを機会に、ご自身なりの老後の生活設計を考えてみてはいかがでしょうか。

図表5 家電や自動車の平均使用年数

	平均使用年数	故障による買替え
冷蔵庫	13.3年	65.7%
洗濯機	10.2年	78.7%
掃除機	8.5年	64.1%
エアコン	13.6年	65.2%
テレビ	9.3年	64.7%
パソコン	6.8年	67.3%
携帯電話	4.4年	38.1%
乗用車（新車）	9年	25.3%

（出所）内閣府 消費動向調査(2017年3月調査)を基に岡三アセットマネジメント作成

以上 （作成：投資情報部）

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。



皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
購入時手数料: 購入価額 × 購入口数 × 上限3.85%(税抜3.5%)
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
信託財産留保額: 換金時に適用される基準価額 × 0.3%以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用
運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担
 : 純資産総額 × 実質上限年率2.09%(税抜1.90%)

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他費用・手数料

監査費用: 純資産総額 × 上限年率0.0132%(税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

【岡三アセットマネジメント】

商号: 岡三アセットマネジメント株式会社
 事業内容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業
 登録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号
 加入協会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

<本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)